



## 所得税の定額減税(令和6年度税制改正大綱)

令和6年度の税制改正の大綱が令和5年12月22日に閣議決定されました。

今回の税制改正大綱のなかで『所得税の定額減税』について、給与で控除する場合には令和6年6月支給分の給与から特別控除が実施されます。源泉徴収義務者(会社等)は制度の理解やシステムの改修等の準備が必要となりますので制度の概要を説明いたします。

### ○対象者

令和6年の合計所得1,805万円以下(給与のみの場合だと給与収入2,000万円以下)の者

### ○特別控除の額

① 本人：所得税3万円、住民税1万円

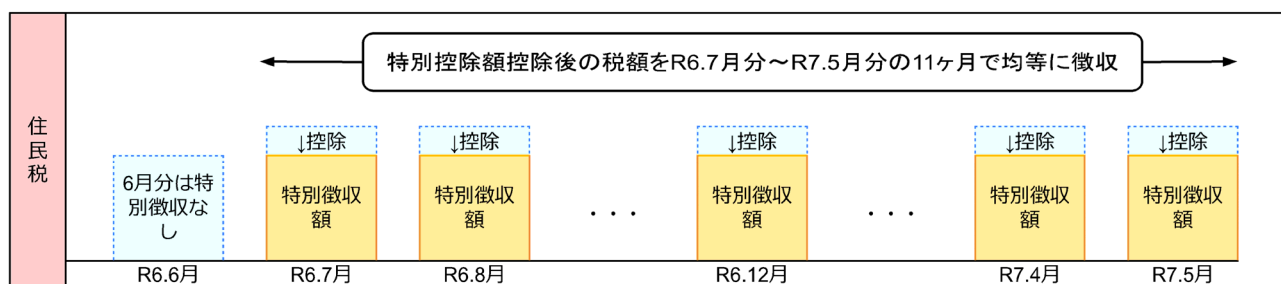
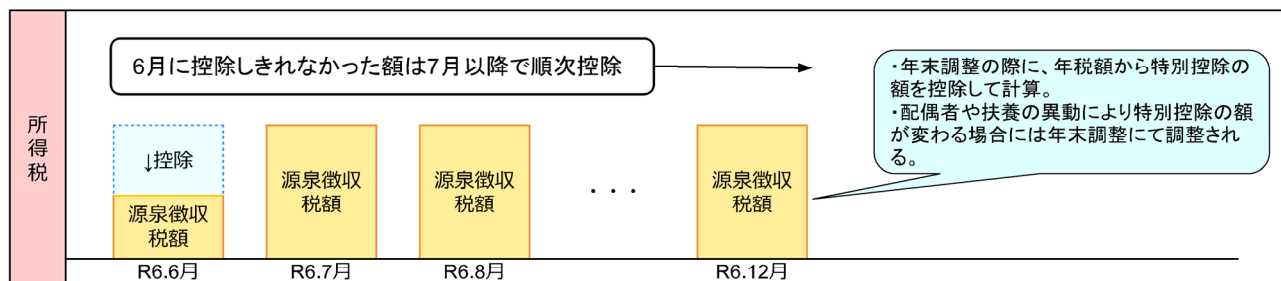
② 同一生計配偶者又は扶養親族(生計を一にする居住者で、合計所得金額が48万円以下の者)：  
1人につき所得税3万円、住民税1万円

※令和6年分で控除しきれない額があっても令和7年分で控除はされません。

### ○給与明細等の記載事項

当該給与明細等に係る控除前源泉徴収税額から控除した定額減税の控除済額

(記載例) 定額減税額(所得税) ●●円、定額減税●●円等



## 確定申告の資料準備ご協力をお願い

所得税確定申告の受付開始の季節となりました。

確定申告の受付開始は令和6年2月16日(金)となります。ご多忙の中恐れ入りますが、早期の資料準備のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

これまで申告が必要なくとも、「不動産の譲渡があった」、「保険の満期で保険金の入金があった」、「臨時収入があった」等ありましたら申告が必要となるかもしれませんのでご相談下さい。

## — 相続登記が義務化されます ① —

令和6年4月1日より、相続登記の申請が義務化されることとなります。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがありますのでご注意ください。



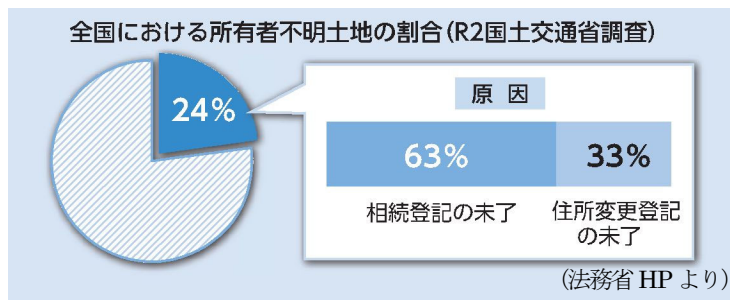
### どうして相続登記の申請が義務化されるのですか？

相続登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態となっている土地を「所有者不明土地」といいます。

- ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

このような土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生したりするなど様々な問題が生じています。

この事態の解消に向けて不動産の所有者を明確にする相続登記の義務化が決定されました。



全国のうち所有者不明土地が占める割合は九州本島の大きさに匹敵するともいわれています。今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、ますます深刻化するおそれがあり、その解決は喫緊の課題とされています。

### 相続登記の申請が義務化された場合の対応はどうすればいいの？

#### 相続登記の申請義務についてのルール

##### A) 基本的なルール

相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

※「被相続人の死亡を知った日」からではないので、不動産を取得したことを知らなければ3年の期間はスタートしません。

##### B) 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。A)・B)ともに、**正当な理由がないのに義務に違反した場合**、10万円以下の過料の適用対象となります。

### 義務違反とならない正当な理由とは何ですか？

正当な理由の例としては、次のようなものがあげられています。

- (1) 相続登記を放置したために相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケース
- (2) 遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース
- (3) 申請義務を負う相続人地震に重病等の事情があるケース など

(坂本憲彦)

## 税金・会計 Q&A

### Q 災害により被害を受けたときの税金関係の手続きは？

災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等があります。

#### 1. 申告期限の延長

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。例えば、毎月10日（納期の特例の適用を受けている方は7月10日、翌年1月20日）が納付期限の源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、災害により被害を受けたために期限までの納付ができない場合には、期限の延長（災害による申告、納付等の期限延長申請）を受ける手続があります。



#### 2. 納税猶予

災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

#### 3. 雑損控除（所得税）

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法（この雑損控除の損失額には豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用も含まれます。）、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。また、災害により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方は、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます（保険金などにより補てんされる部分の金額は、必要経費に算入されません。）。

#### 4. 消費税関係

災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます（災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます）。



#### 5. 令和6年能登半島地震における国税の対応

国税庁では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県及び富山県を対象に国税に関する申告、申請、納付等の期限を延長する措置（地域指定）を講じています。また、石川県及び富山県意外に納税地のある方（指定地域外に納税地のある方）であっても、能登半島地震により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられます（個別指定）。

（橋本健治）

# 令和5年分 所得税の確定申告

## ■青色申告決算書・収支内訳書の様式変更

令和5年分の確定申告書は、青色申告決算書（青色申告）がインボイス制度に対応した様式へ変更となりました。青色申告決算書の3ページ目に「売上（収入）金額の明細」、「仕入金額の明細」欄が新設されました。この欄にはインボイスの登録番号（法人番号）を記入するための欄が追加されています。

<青色申告決算書3ページ目抜粋>

○売上（収入）金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「I」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号（法人番号）（※）	売上（収入）金額
〇〇（株）	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXX	8,537,000 円
〇〇商店	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXX	7,319,000
〇〇（有）	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXX	6,637,000
〇〇商事	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXX	5,227,000
上記以外の売上先の計（雑収入を含む）			11,560,000
計			39,280,000

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号（法人番号）（※）	仕入金額
△△（株）	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXX	8,006,000 円
△△（有）	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXX	7,437,000
△△商会	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXX	5,569,000
△△商店	〇〇〇〇	TXXXXXXXXXXXXX	5,233,000
上記以外の仕入先の計			1,351,000
計			27,596,000

○減価償却費の計算

収支内訳書・一般用（白色申告）も同様に「売上（収入）金額の明細」と「仕入金額の明細」欄にインボイスの登録番号（法人番号）の記載欄が新設されました。

## ■申告書等用紙の送付取り止め

社会全体の効率化と行政コスト抑制のため、令和5年5月より申告書用紙の送付は行われなくなりました（法人税予定申告書と消費税中間申告書を除く）。そのため e-Tax によるインターネットを利用した申告が推奨されています。紙の申告書用紙が必要な場合は、国税庁 HP よりダウンロードすることができます。

(北原隆幸)

## 職員コラム ～柳澤会計に入社して～ 手塚信幸

初めまして、2023年12月に柳澤会計に入社しました、手塚信幸です。

私は栃木県宇都宮市の出身です。高校生まで宇都宮市で過ごしました。高校卒業後は、信州大学経済部へ入学し、松本市に4年間おりました。大学時代のこの周辺での思い出は、友人と諏訪湖で遊んだことや夏休みに1か月ほど八ヶ岳の宿泊施設でアルバイトをしたことなどです。大学卒業後は損害保険会社に入社し、東京・大阪などで、主に法人営業の仕事をしていました。

2022年に茅野市に移住してきました。それがきっかけとなり、2023年に損害保険会社を退職し、柳澤会計にお世話になることとなりました。

趣味は旅行です。2023年はエジプトへ行ってきました。

他業界からの転職になりますが、いち早く知識を習得し、皆様のお役に立ちたいと考えております。何卒、よろしくお願い申し上げます。

宇都宮市

